

議案第44号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書（第82条の3第1項の証明書を除く。）の交付手数料は、証明書1枚ごとに<u>300円</u>とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年さいたま市条例第40号）第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機による法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</u></p> <p><u>3 前2項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第82条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1件につき<u>300円</u>とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書（第82条の3第1項の証明書を除く。）の交付手数料は、証明書1枚ごとに<u>200円</u>とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p><u>2 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第82条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1件につき<u>150円</u>とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料は、証明書1件ごとに<u>300円</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料は、証明書1件ごとに<u>200円</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後のさいたま市市税条例第10条第1項及び第2項、第82条の2第1項並びに第82条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に証明書の交付又は閲覧の請求があったものについて適用し、同日前に証明書の交付又は閲覧の請求があったものについては、なお従前の例による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により証明書の交付の請求があった場合における当該証明書の交付手数料についての前項の規定の適用については、郵便物又は同条第3項に規定する信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は同項に規定する信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその請求があったものとみなす。